

○八女西部広域事務組合職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

(令和 6 年 8 月 20 日 規則第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき、職員（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。）の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(従事することを制限される地位)

第 2 条 法第 38 条第 1 項に規定する規則で定める地位は、顧問、評議員、清算人、その他これらに準ずるものとする。

(許可の基準等)

第 3 条 許可の基準その他この規則の施行に関し必要な事項については、筑後市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（令和 5 年規則第 29 号）の規定の例による。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。